

ワンタイムパスワード（ハードウェアトークン）利用規定

ワンタイムパスワードを利用する場合、「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定に加え本ワンタイムパスワード（ハードウェアトークン）利用規定（以下「本利用規定」といいます。）が適用されます。なお、特段の定めのない限り、「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定における定義は、本利用規定においても適用されるものとします。本利用規定において、単に「契約者」という場合にはアルファビジネスダイレクト契約者のうち、ハードウェアトークンの利用申込を行い、当行が申込みを応諾した契約者をいいます。

第1条 ワンタイムパスワードとは

ワンタイムパスワードとは、当行所定のワンタイムパスワード生成器（以下、「ハードウェアトークン」といいます。）により生成・表示された可変的なパスワードをいいます。

第2条 利用登録

- ワンタイムパスワードを利用できる方は、アルファビジネスダイレクト契約者に限るものとします。
- ワンタイムパスワードを希望するアルファビジネスダイレクト契約者は、当行所定の方法により利用申込を行うものとします。
- 当行は、ハードウェアトークン利用申込書を応諾した場合、契約者の届出住所宛 ハードウェアトークンを郵送するものとします。
届出住所不備または不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後ハードウェアトークンを破棄しますので、ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当行所定の利用申込を行ってください。
- ハードウェアトークンの所有権は、当行に帰属するものとし、契約者にハードウェアトークンを貸与するものとします。ハードウェアトークンは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- ハードウェアトークン到着後、契約者は当行所定の方法により、ハードウェアトークンに表示されているシリアル番号およびワンタイムパスワードを正確に入力し、ハードウェアトークン利用開始の登録を行うものとします。
- 当行が登録内容を確認し、当行が認識したシリアル番号およびワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当行は契約者からの利用開始の依頼とみなし、利用開始手続きを行いません。なお、ハードウェアトークンの利用開始時期は、利用開始の依頼による当行の利用開始手続き完了後の当行所定の時期とします。
- ワンタイムパスワードの利用開始後は、アルファビジネスダイレクトの資金移動・収納サービス取引で「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定 共通利用規定 第2条 第3項1号に加えてハードウェアトークンのワンタイムパスワードが一致することを確認することにより、本人確認を行います。

「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定 共通利用規定 第2条 第3項2号に加えてハードウェアトークンのワンタイムパスワードの本人確認を適正に実施したうえで、不正使用その他

事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第3条 ハードウェアトークンの有効期限等

1. ハードウェアトークンの有効期限は、当行が定める期限までとします。
当行はハードウェアトークンの有効期限までに新しいハードウェアトークンを契約者の届出住所あてに郵送します。
2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合、契約者は再度利用開始の登録を行なうものとします。

第4条 管理・保管・紛失・盗難

「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定 共通利用規定 第2条 第2項1号に加えて、ハードウェアトークンは管理者および利用者本人以外利用できないよう厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に管理・保管してください。

契約者は、ハードウェアトークンを紛失したとき、ハードウェアトークンが偽造、変造、盗難等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または、他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。当行はこの書面による届出を受けたとき、当行は直ちにハードウェアトークン利用停止等の措置を講じます。

第5条 再発行

1. 契約者は、紛失、盗難、故障等によりハードウェアトークンの再発行を希望する場合、当行所定の方法により再発行の依頼を行なうことができます。当行がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、契約者の届出住所に郵送するものとします。
2. ハードウェアトークンの再発行を行なった場合、契約者は再度利用開始の登録を行なうものとします。
3. 当行がハードウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、再発行後の利用開始時期までの間、契約者は、資金移動・収納サービス取引はご利用できません。
4. 紛失によるハードウェアトークンを再発行する場合には、契約者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

第6条 手数料

1. ワンタイムパスワードの利用手数料は無料です。
但し、ハードウェアトークンの紛失における再発行手数料（以下「手数料」といいます）は、別途当行の定めるところによるものとします。
2. 手数料は、各預金規定にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書または当座小切手の提出なしにアルファビジネスダイレクト利用申込書兼口座振替依頼書に記載された代表口座から自動的に引落します。
3. 当行は、当行所定の手数料等を変更する場合、本利用規定第10条に準じるものとします。

第7条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを発行または再発行により契約者に郵送する際に、郵送上の事故等当行の

責めによらない事由により、第三者が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

2. ハードウェアトークンは契約者が厳重に管理し、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。ハードウェアトークンの管理について、契約者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合を除き、契約者に損害が生じた場合については、当行は一切の責任を負いません。
3. 契約者は、ハードウェアトークンの偽造・変造・盗難・紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。本届出を受付後、当行は利用停止等の措置を講じることとします。この届出前に契約者に損害が生じた場合については、当行は一切の責任を負いません。
4. 契約者の届出住所が不正確であるため、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠ったために、ハードウェアトークンが当行に返戻された場合は、ワンタイムパスワードによる本人確認はできません。また、ハードウェアトークンが郵便局の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合、契約者は当行に再度、申込みを依頼するものとします。
5. ハードウェアトークンが郵便の事情等で契約者に到着しなかった場合、また、契約者が所定の期間内にハードウェアトークンの利用開始設定を行わなかったことにより、ワンタイムパスワード認証取引ができなかったことによる損害について、当行は一切の責任を負いません。
6. ハードウェアトークンを紛失、盗難、故障等により再発行する場合、ハードウェアトークンのワンタイムパスワードの入力を必要とする取引ができなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じても、当行は一切の責任を負いません。
7. ハードウェアトークンでのワンタイムパスワードの入力が、当行の定める回数まで連続して誤って入力された場合、ワンタイムパスワード認証は無効になります。ワンタイムパスワードが利用できなくなったことにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
8. ハードウェアトークンの不具合により、取扱いが遅延または不能となった場合でもこのために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
9. 本利用規定の変更により万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第8条 利用停止、解約

1. ハードウェアトークンでのワンタイムパスワードの入力が、当行の定める回数まで連続して誤って入力された場合、当行は契約者に対するワンタイムパスワードの利用を停止します。契約者がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合、当行所定の書面により当行宛に届け出るものとします。
ただし、届出から当行所定の期間は資金移動・収納サービス取引を利用できませんので予めご承知ください
2. ワンタイムパスワードの契約は、契約者が「アルファビジネスダイレクト」を解約した時点で本契約は解約されたものとします。
3. 契約者が本利用規定に違反した場合等、当行がワンタイムパスワードの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくワンタイムパスワードの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合でも、契約者が

ワンタイムパスワードを希望をする場合は、再度当行所定方法により利用申込を行なう必要があります。

4. ワンタイムパスワードの契約は、通知することにより当事者の一方の都合で、いつでも解約することができるものとします。当行からの解約の通知は契約者の届出の住所あてに解約の通知を行いません。当行が解約の通知を届出住所あて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到達しなかったとき、または延着したときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の書面によるものとします。その際、契約者に貸与しているハードウェアトークンは当行へ返却してください。
5. 契約者に「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定 共通利用規定 第8条 解約・一時停止等 第4項 強制解約の事由が1つでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知・催告することなく直ちに本契約を解約することができます。
6. 解約時点で当行が既に依頼を受け付けている場合、当行は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については手続きを行なうものとします。

第9条 規定の準用

本利用規定に定めのない事項については、「アルファビジネスダイレクト」ご利用規定の各条項が適用または準用されるものとします。

第10条 規定の変更等

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021.4.12 現在